

総務常任委員会

令和元年8月23日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○伴 吉晴	小城 世督
嶋田 善行	井上 卓也	横田 敏文
坂口 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	大野 彰彦
同 課 長 補 佐	福田 善行	まちづくり政策課長	本庄 徳光
同 課 長 補 佐	柳井孝一朗	同 課 長 補 佐	福井 まり
財 政 課 長	福居 哲也	同 課 長 補 佐	上山 泰史
税 務 課 長	真弓 啓	同 課 長 補 佐	竹山 潔
会 計 管 理 者	黒崎 益範	監 査 委 員 書 記	角井 幸司
教委総務課長	安藤 晴康	同 課 長 補 佐	岡村 智生
同 課 長 補 佐	田中 弘二	生涯学習課長	栗本 公生
同 参 事	平田 政彦	同 課 長 補 佐	大塚 美季

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 嶋田委員、井上委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

おはようございます。委員皆様には早朝からお疲れさまでございます。

はじめに、先日の19日の大雨について説明させていただきます。19日の雨は10分間に23ミリという大雨で、1時間の総雨量が50ミリという、今までに例のない大雨でございまして、そのなかで、建物の床下浸水、床上浸水という形で被害が出たところでございます。その内容について床上浸水が1か所、床下浸水が6か所で、雨の状況もかなり厳しい状況でございまして、今後これらの対応についてどのようにしていくかということで、床上、床下浸水しました地域等、現場検証を行いながら、今後対応についてどのようにすればよいか検討しているところでございます。

あと総務常任委員会で、継続審査でございます。斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、文化財センターで事業をしております春季企画展の報告、今年度計画している特別展や古墳調査等について担当から報告いたします。そして、各課報告事項としまして、斑鳩町のコミバスの王寺乗入れ案のほか4件を担当から説明させていただきますので、よろしく願いいたします

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、嶋田委員、井上委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査を議題といたします。

(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することに

について、理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事

それでは、1. 継続審査(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、報告させていただきます。

はじめに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。去る6月30日まで、斑鳩文化財センターにて開催しました春季企画展「斑鳩町の地域歴史展①一五百井地区の大方家の歴史資料を中心に一」につきましては、5月25日から32日間の開催で1,242名の方にご観覧いただきました。引き続き、魅力ある展示会を企画するなど、集客に努めてまいりたいと考えております。次に、斑鳩町文化財活用センター運営委員会についてであります。春季企画展開催期間中の6月19日に開催をし、平成30年度の事業報告を行いますとともに、今年度実施予定の事業につきまして、ご指導を賜ったところであります。次に、こども考古学教室の開催についてであります。毎回、多くの参加者を得て好評のこども考古学教室を、今年も小学生が参加しやすい夏休み期間中に実施しております。今年のこども勾玉づくり教室につきましては、8月4日に開催し、親子20組・44名の方にご参加いただき、また、こども一日学芸員体験につきましては、8月18日に開催し、定員の予定の3名の方にご参加いただいたところであります。

次に、10月12日から12月1日を開催期間として準備を進めております秋季特別展「中宮寺跡を掘る―聖徳太子ゆかりの尼寺の全貌―」についてであります。令和元年度は、史跡整備が完了して1周年を迎えることを記念しまして、これまでの発掘調査で出土しました軒瓦などの出土品の展示や、今回が町で初めての展示となります中宮寺跡の塔心礎の埋納品の展示のほか、関連展示としまして、飛鳥寺の塔心礎埋納品や最近話題になりました当麻寺の塔の仏舎利容器のレプリカなどを行う予定としており、現在、奈良国立博物館や奈良文化財研究所の飛鳥資料館などの関係機関との諸手続きを進めているところであります。また、展示会の関連行事としまして、11月16日午後1時から、元近畿大学教授の大脇潔さんや帝塚山大学教授の清水昭博さん等により歴史講演会を中央公民館にて開催する予定をしております。

次に、毎年夏期に奈良大学と共同で進めております、町内所在の古墳の墳丘測量調査についてであります。今年度は、龍田3丁目2569の瀧谷神社

境内にごございます神代古墳で、奈良大学の豊島直博教授と奈良大学の学生により、古墳の墳丘とその周辺の地形を測量する調査を、8月19日から31日までを調査期間として着手しているところであります。

次に、秋季の史跡藤ノ木古墳の石室特別公開についてであります。昨年度は、事業の見直しを図るため、試験的に実施を見送ったところでありますが、町内外より開催を希望する声が多かったことから、展示会の開催時期と調整を図るなど検討をしまして、今年度は10月26日、10月27日の2日間で開催してまいりたいと考えております。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

ないようですので、それでは、これをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 斑鳩町コミュニティバスの王寺駅乗入れ案について、理事者の報告を求めます。 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長

それでは、各課報告事項の1つ目でございます斑鳩町コミュニティバスの王寺駅乗入れ案につきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、はじめに、6月13日の当総務常任委員会におきまして報告をいたしました「斑鳩町コミュニティバスの王寺駅乗入れ（案）」につきまして、その後7月4日に開催した第15回斑鳩町地域公共交通会議における審議の結果等につきまして、まずはご報告をさせていただきます。

当日の地域公共交通会議には、6月の総務常任委員会と同様の王寺駅への乗入れ案・3案の資料をお示しをさせていただいて、総務常任委員会でのご意見等もご報告をさせていただき、王寺駅への乗入れについて、ご審議をい

ただいたところでございます。会議の中では、「王寺駅への乗入れはコミュニティバスの利便性を向上させることが目的である」、「既存のバス停を減らすのは難しいのではないか」、また、「コミュニティバスも路線バスもどちらも利用が増えるような利用促進に努めていただきたい」等のご意見もいただきまして、斑鳩町地域公共交通会議として、「現行ルートの一部変更し、王寺駅停留所を新設、運行時間を延長する、運行経費といたしましては約200万円の増額とはなりますけれども、第1案を基本として協議を進められたい」ということで、取りまとめをされたところでございます。

以上が、7月4日の地域公共交通会議でのご報告でございます。

続きまして、本日お配りをしております資料1をお願いいたします。

ただ今、ご報告をさせていただきました地域公共交通会議での取りまとめを受けまして、庁内において検討をさせていただき、町といたしましては、第1案で進めてまいりたい方針とさせていただいたところでございます。

今回の資料1につきましては、その第1案を基本といたしまして、現行ダイヤと新ダイヤ(変更案)を比較・整理してとりまとめをさせていただいて、お示しさせていただいているものになりますので、ご理解賜りますようよろしくをお願いいたします。

それでは、資料1によりご説明をいたします。まず、王寺駅への乗入れといたしましては、新ダイヤ変更案としてまず黄色の網掛けをしておりますとおり、4便とも笠町と昭和町とのバス停の間に王寺駅停留所を設けることとしております。はじめに、第1便でございます。現行ダイヤでは、左の現行ダイヤ時刻表の赤枠の囲みでございますが、斑鳩町役場前となっております出発地点につきまして、新ダイヤ案として右時刻表の同じく赤枠の囲みをしております法隆寺前を出発地点とし、一部ルートを変更させていただいております。また、出発時刻につきましては、16番・西老人憩の家の開館時間の9時に合わせ、現行より29分早い8時08分を発車時刻としております。第1便の運行時間は、1時間41分から1時間56分の15分の増となっております。続きまして、資料1枚目の右側の第2便及び資料2枚目左側の第3便でございます。13番・笠町、また14番・昭和町間におきまして、王寺駅までのルートを延伸をしております。運行時間は第2便が1時間42分から1時間54分、第3便が1時間41分から1時間53分、

それぞれ1便当たり12分の増となっているところでございます。

次に、2枚目右側の第4便でございます。時刻表の赤囲みをしておりますバス停につきまして、第1便と同様に、一部ルートを変更しております。運行時間は第2便、第3便と同じく12分の増、こちら1時間42分から1時間54分となっているところでございます。

以上が、新ダイヤ案の全体のイメージでございまして、王寺駅への乗入れ時間は、1便目が8時47分、第2便目が10時57分、第3便目が午後1時53分、第4便目が午後4時20分となっております。本資料では、現在、第1便目におきまして利用者の多い西老人憩の家の開館時間の9時に合わせたダイヤ案としておりますけれども、新ダイヤ案・第1便目の同じく利用者の多い43番・ふれあい交流センター、これが開館5分前の9時55分、また、第4便の38番でございます東老人憩の家では、閉館11分後の17時、午後5時11分の発車時刻となっております。また、第1便目の発車時刻を早めるということになりますと、朝の通勤ラッシュとの兼ね合いもございまして、引き続き細かい、詳細の調整をしていきたい、このように考えているところでございます。以上が、王寺駅乗り入れ案第1案により整理をさせていただいた王寺駅乗入れの運行ダイヤの案となっております。

今後、8月30日、来週金曜日でございます、次回の地域公共交通会議を開催させていただき予定としておりまして、本日の委員会でのご意見等も踏まえまして、地域公共交通会議でご審議をいただきますとともに、王寺町をはじめ、運輸支局や奈良交通等の関係機関との協議など、引き続き、コミュニティバスの王寺駅への乗入れに向けて進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、王寺駅の乗入れに関しましては、引き続き協議等を進めてまいりますが、いずれの乗入れ案にいたしましても、バスルートの変更に伴いますバス停の表示の変更、また周知用チラシの印刷など、その準備経費が必要となること、また、利用者の方への周知期間なども鑑みまして、9月議会におきまして、補正予算の上程もさせていただき予定としているところでございます。合わせてご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、斑鳩町コミュニティバスの王寺駅乗入れ案についてのご説明とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
嶋田委員。

嶋田委員 これ、運賃はどうなるんですか。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 コミュニティバスの運賃に関しましては、現行と同じく1乗車あたり100円で考えております。奈良交通、重複区間、笠町、王寺までの重複区間につきましては、現在奈良交通と調整を、負担金として調整をさせていただいているところでございますので、補正予算の段階では一旦運賃は奈良交通の乗り合いバスの運賃の額190円をベースに予算を上げさせていただいている、このような状況でございます。

嶋田委員 利便性を増すんですわな、王寺まで乗り入れたら。そやけどね、民間業者の場合は190円いると、笠町から王寺まで、それを徴収して、ほんでバス会社に支払うと、そういう方法はできないんですか。利便性増してるねんさかいに、何も100円である必要ないですわな。

まちづくり政策課長 今現在、乗継券ということで発行もさせていただいているところでございます。笠町、王寺駅間につきましては、王寺駅の乗り入れのご要望もある、その中で今現在乗車率等も鑑みさせていただいております。その中でご利用をさせていただきたいというところで、今現在100円で、1乗車100円ということで、その区間に関しましても考えているというところでご理解いただきたいと思っております。

嶋田委員 1乗車100円って、別に笠町からでなくて、ここの役場前から王寺駅へ行っても100円でしょ。結局利便性増してんねんからね、結局は民間業者の運賃をあずかると、そして民間業者に支払っていくと、そういう方法を考えられへんのですか。何も町が身銭切って払う必要ないですやないか。それやったら法隆寺駅から王寺駅までも町で払ってもろたらええことだけの話

で。それやったら公平性保てますけど、ここらへんを、地域によって利便性だけやなしに、運賃のほうも、金銭的なほうも補助するというのは、ちょっと不公平に思いますけどね。

委員長

乾副町長。

副町長

この運賃の考え方についてはいろいろご意見はあろうと思いますが、斑鳩町のコミュニティバスにつきましては、ルートが路線バスと比べて当然一直線で行く、国道ずっと一直線でいくということではございませんので、公共施設をぐるっと回りながらいくということではございますので、時間もかかるということで、路線バスとの競合はないということで考えておりますけれども、ただこれを190円を別にとるということになれば、これ今路線バスのところ、コミュニティバス走ってますので、その分の料金とるんですかということにもなりかねませんので、これは今100円で町内の25号線の路線バスのところは100円でいっておりますので、これと同じような考え方になるんですけど、その延長で王寺まで延長するというところでございますので、ルートについても直で路線バスと競合する部分もありますけれども、ルートも当然違うルートを走っておりますので、これについても100円という設定をさせていただいて、当然利用される方も料金どうなるんか、非常にややこしい、その分行くんやったら190円、また向こうから乗るんやったら190円、コミュニティバス乗るときには100円とか、いろいろ料金体系も非常にややこしいし、あるいは運転手さんにも料金徴収する考え方も非常にややこしくなってきましたし、またその管理といいますか、誰がどこで乗ってどういう形でというのが、非常に運転手さんもその辺を管理していただくのが非常に難しいということもありますので、そういうこともあれば、一律もう100円という形で町の負担もあるわけではございますけれども、そういう考え方で町としてはいかせていただきたい、ということでございます。

嶋田委員

コミバス乗るのに100円必要ですわな。それはそんでよろしいやん、そやけど笠町から王寺行くのは、王寺駅行く人だけが乗っているわけでしょ。そしたら降りるときに190円徴収したらええだけのことですやん。

副町長 それが今申しあげましたように、運転手さんの、誰がどこで乗ったかっていう管理ですね、これをどういう形でするのかというのが、そういうまた機械を入れるんかっていうこともありますし、それを運転手さんに求めるのかっていうこともございますので、その辺が非常に運転手さんの負担にもなるということで、利用者の方もそのように多くないと考えておりますので、利便性の向上ということでございますので、それも含めた中で、一律100円という形で考えております。

嶋田委員 前回のあれで、なんか王寺駅まで92パーセントあったというふうにお聞きしてはいますが、今、「利用者そんなに多くない」って、全然、矛盾してはいますやないか。

副町長 利用者が多くないというのは、全体に比べて王寺まで乗られる方が、全て王寺に行かれるということではございませんので、できるだけ利用していただきたいですけれども、そんなには多くないというふうには考えておりますので。すべて全部王寺に行かれるということではないという意味で、そういうふうに申しあげました。

嶋田委員 もういっぺんやっぱり考えてほしいですね。ある特定の地域だけの人が町からの補助を受けて、補助を受けていうのは、100円で乗って民間業者に賃金相当分を支払うという意味での補助を受けている。ほんならこれ、興留地区なんかどうですか。王寺までいきたいと、そんなら法隆寺駅から王寺乗ると、そしたらそのチケット代、JRに代わりに支払ったらいだけのことですよ。地域によって優劣つけるっていうのがちょっとおかしいわけですね。そやから利便性増してんねんから、とにかく190円徴収すると、そしたら民間業者に町の補助なしに支払うわけやから。そこらへん、もう一度考えてください。

委員長 答弁よろしいですか。

(「はい」との声あり)

委員長

他にございませんか。 伴委員。

伴委員

今、ちょっと議論聞かせていただいて、立ち位置っていうか、見方によつたら嶋田委員のおっしゃられることはひとつ筋が通っていることは通ってます。はっきり言って。公平性っていうのはどこで持ってくるかっていう意味では私自身も今聞かせていただいて。ただ、自分の思いからしますと、どちらか言うたら利用する地域に住んでいるということではなく、今の乗車率、乗車数の状況のまま運行してほしくない、その思いで王寺駅ということに対して私も発言させていただいてきました。だから、ある一定の時期が来たときに、やはりそういうことを考えていただくことは必要だと思います。

まずは乗っていただく、私の思いからするとまずは乗っていただく、それを1番に考えています。それと今、副町長がおっしゃられた、私も憤慨しています。はっきり言って、まあ言うたら、そんなに多くない、僕はこれに期待しておるんです。乗車率がこれで多少でも増え、なってほしいというような思いで発言してきました。だから、そんなに多くないと見越しておられるということ自体は、私はこれに対しては憤りを感じています。

ただ、私ここでは発言させていただくのは、王寺駅見ますと、第3便のAコースというところ見てますけどもね、王寺駅、新ダイヤで13時53分という時刻になってて、昭和町の到着が14時1分、王寺駅に何分停まれるのか、普通の停留所と同じわけですか。なぜ私がこれ質問するかいいますと、他町の他の駅に停まっている、意外と長い時間停まっておられるんですね、このダイヤ自体に非常に厳しさがあるんじゃないかなということを僕がちょっと言いたいのは、コミュニティバスが今どこにしているか、大阪の地下鉄みたいに、今、電車あと何分後にここにいてまっせと、次きまっせとか、路線バスでも次のダイヤがあつて、遅れても何分か待ったら必ずその停留所に来たら、来てくれるやろということがあるんやったら待てますけど、もう通り過ぎたかもわからん、時刻によつたらずれる可能性ありますわな、特に王寺の25号線の、ということは「待ってても来るんかいな」と非常に不安、その中で何分停まってくれるんかいなと、これがパッと来てパッと行ってだければ、待たれへんのちゃうかなと。私が言うのは最初言うたように利

用してほしいという意味から申してるわけですけど、ちょっとこのダイヤのデータ、私もこの削らずにA案という形で申しました。ただ正直言って、そこにこれ難しいんじゃないかなと、王寺駅で待つ側の方からいったら、行ってしもてたら永遠に待つやないかんっということになってしまう、そのあたりで王寺駅に何分停まるのか教えていただけますか。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 王寺駅の乗り入れの関係に関しましては、今現在、王寺町さんとも協議をさせていただいているところでございます。奈良交通の路線バスと同じように王寺駅北口のロータリーのほうへ停めさせていただく、また夜行バスのところに出るような所で協議をさせていただいているところでございますけれども、従前から王寺駅のロータリーに関しましては、北口だけではなく、南口も含めまして、かなり自家用車も含めて混雑しているというようなことが王寺町さんのほうで課題になっているという中で、長時間といいますか、滞留していただくのは困るというようなことでおっしゃっていただいているという中で、先に着いて、時刻よりも先に着いて、そのまま出てしまう、いわゆるそのあとに来られた方が乗れないというようなことに関してはないように、当然奈良交通とも調整はさせていただきたい、このように思っておりますけれども、バスの滞留時間といたしましては、いったんお示しをさせていただいております時間にバスを乗り入れさせていただいて、そのままお客さんがおられなければ出発時刻に出発をさせていただくということで今現在考えているところでございます。

伴委員 確かに、そういうことであれば、はっきり言って、この時刻表をずっと持ってないと、何分、2枚目の3便のところ、王寺駅13時53分というの、常にメモ帳にかなんかに持ってへんかったら何分やったかなっていう、ましてご高齢の方に、そこへ表示させていただくなにかが、王寺町のところにすればいいですよ、それか53分のやつ運転手さんがぽんとなんか出発した、なんか印ちゃうけど入れてくれたらよろしいでっせ、そういうことなかったら正直言って、ダイヤをずっと覚えておくというのは難しいですし、これ待つ

側としてはちょっとその辺が気になるねんけど。そのあたりどうですか。

まちづくり
政策課長 今のご質問の件でございます。今後当然、王寺町さんとも協議をさせていただくこととなりますけども、一応当町といたしましては、バス停の時刻表示は当然のことながらバス停のほうに表示をさせていただくということで考えているところでございます。

伴委員 出発したかどうかというのが、バス停の時刻表。ただ時計をきっちりと合う時計を持ってへんたらほんま怖い話ですわ。だいたい同じような時間に買い物され、王寺の駅に、特に駅というのは、非常に電車とも絡む、そしてショッピングやそんなとも絡む、だからやっぱりそのあたりで、間に合うたと思って待っておられ、それで寒いとき、暑いときということもあります、やっぱりここらあたり公共交通会議等も含め、また検討していただきたいというのが、私の意見ですし、料金に関してもやはり非常にそれによって乗り降りの方が増え、なったときには一定のタイミングのときにはやっぱり考えていただくということも必要なのかもわからんと、公平性ということからも、そういうことも考えていく、将来。まずはなんしか乗っていただいているバスを見せていただきたい、というのが私の思いです。

委員長 面卷総務部長。

総務部長 ただ今の伴委員のご質問の中なんですけども、現在、奈良交通におきまして、バスロケーションというシステムを導入されると、いわゆるどこにバスがいているのかなと、お金はかかることなんですけれども、そういったことにつきましても研究しながら王寺駅のところで出たのか、まだ来てないのかというのも、仕組みを構築できるのやったら、そういったものも研究しながら対応させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長 乾副町長。

副町長

すみません、嶋田委員がおっしゃったような形で公平性に欠けるんじゃないかというご指摘もございます。これについては、今、伴委員からもおっしゃっていただいたように、王寺まで乗り入れてほしいというような声が非常に大きいと、アンケートの中でもやはりそういう声があるということの中で、王寺まで乗り入れを考えているということでございますので、こういう形でさせていただいた中で、その利用状況も、当然王寺の乗り入れをするからには、やはり多くの方に乗っていただきたいということもございますので、その状況も見ながら進めさせていただきたいなと考えております。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

前回ですね、コミュニティバスの王寺乗り入れについて町から3案示されてきてまして、前回の委員会の中で1案でという意見がでて、それをもって公共交通会議にも諮っていただいて、公共交通会議の方でも1案がいいんじゃないかという意見が出て、町としてはもうこの1案で取りまとめていこうということで今回出してきておられるというふうに思うんです。どの案についてという以外の意見がでましたけども、一応遅くとも12月までに結論を出すということで前回は議論させていただきましたけども、もう町としては1案でいきたいというご意見ですけども、それに対してご異議ございませんか。今日確認させていただいてよろしいですか。

(異議なし)

委員長

そしたらご異議ないようですので、案についても1案のほうで進めていただくということを確認しておきたいと思います。

そしたら、この件については終わらせていただいてよろしいですか。

(異議なし)

委員長

次に、（２）幼児教育・保育の無償化について、理事者の報告を求めます。
安藤教委総務課長。

教委総務
課長

それでは、各課報告事項（２）幼児教育・保育の無償化について、でございます。なお、本資料につきましては、保育所、幼稚園等、幼児教育・保育の無償化に関する全般的な概要を記載しており、去る８月２１日の厚生常任委員会におきましては、主に保育所等における無償化の内容についてご報告が行われております。このため本委員会におきましては、教育委員会事務局が所管しております、主に幼稚園等における無償化の内容についてご報告をさせていただきます。

まず、この制度でございますが、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年５月１０日に公布され、本年１０月に引き上げを予定している消費税を財源とし、１０月１日から幼児教育・保育の無償化が実施されるものでございます。

まず、（１）無償化の対象であります。幼稚園、認可保育施設、認可外保育施設等を利用する３歳から５歳までの児童、０歳から２歳までの住民税非課税世帯の児童であって、保育の必要性のある児童が対象となります。

次に、（２）無償化の対象となる施設等であります。１ページの表をご覧ください。縦の欄に利用施設を、そして横の欄には保育の必要性に応じて、無償化の範囲を表示しています。まず、①保育所でございます。町立保育園や私立黎明保育園等の保育所がありますが、先ほど申しあげました３歳から５歳までの児童、０歳から２歳までの住民税非課税世帯の児童が無償化の対象となります。次に、②幼稚園（新制度）でございます。子ども子育て新制度に移行している幼稚園、町立幼稚園がこれに該当しますが、保育の必要性の有無に関わらず、無償化の対象となります。次に、③幼稚園（未移行）でございます。子ども子育て支援新制度に移行していない幼稚園、町内では法隆寺幼稚園がこれに該当します。保育の必要性の有無に関わらず、保育料と入園料の合計額、月額２５，７００円を上限に無償化の対象となります。

次に、④預かり保育でございます。町内では法隆寺幼稚園で実施されており、共働き世帯など、保育の必要性のある児童についてのみ、その利用料、月額１１，３００円を上限に無償化の対象となります。次に、⑤認可外保育

施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業等でございます。認可外保育施設等につきましても、④の預かり保育と同様に、利用者のうち、共働き世帯など、保育の必要性のある児童のみが対象となり、3歳以上の児童は月額37,000円を上限に、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童については、月額42,000円を上限に無償化の対象となります。そして⑥障害児通園施設でございます。障害児通園施設につきましては、保育の必要性の有無に関わらず、3歳以上の児童については無償化の対象となり、幼稚園、保育所との併用も可能となっております。

次に2ページをご覧ください。(3)無償化に伴う手続きの概要でございます。表の縦の欄には先ほど説明いたしました利用施設を、横の欄には申請等の有無、手続きの方法等を表示しております。まず、①保育所、②新制度の幼稚園(町立幼稚園)でございますが、申請手続きは必要ありません。10月以降の保育料が無償になる通知書を9月に送付してまいります。

次に、③新制度に移行していない幼稚園、例えば、法隆寺幼稚園でございます。また④預かり保育、⑤認可外保育施設等でございますが、新たに、子育てのための施設等利用給付認定の申請を行い、無償化給付の対象者として認定を受ける必要があります。この中で、利用者の多い私立幼稚園、法隆寺幼稚園等でございますが、円滑に認定の事務を行うため既に申請書等の必要書類の受付を行っているところでございます。また、この無償化に係る費用を施設等利用費として払い戻しを受ける、いわゆる償還払いの方法となっておりますが、できる限り利用者の利便性を考慮し、原則として、施設等による代理請求・代理受領の方法を考えているところでございます。

最後に、⑥障害児通園施設の利用者でございます。申請手続きは必要ありません。サービスを利用する際に受給者証を提示することにより、無償化の対象の有無の確認が行われるものでございます。

次に、(4)につきましては、保育所における副食費の取り扱いについてでございますので、説明については割愛をさせていただきます。

次に、3ページをご覧ください。(5)幼稚園における副食費の補助についてでございます。まず、①町立幼稚園の保育料・給食費等徴収のイメージ図でございます。幼稚園においては徴収方法に変更はございません。副食費、おかず、牛乳等ではありますが、月額3,024円、これは月16回の給食を

実施した場合でございますが、この副食費に相当する額を補助するものであります。また、私立幼稚園については、別途、給食費を積算されるところでございます。なお、月額4,500円を上限に補助を行うというものでございます。次に、②副食費補助対象者でございますが、年収360万円未満相当の世帯に属する子ども及び第3子以降の子どもが対象となります。

次に③その他といたしまして、原則として、施設等による代理請求・代理受領を考えております。また、私立幼稚園につきましては、国庫補助事業の対象で、負担割合は国3分の1、県3分の1、町が3分の1となっております。なお、保育所では免除、幼稚園では補助としておりますのは、幼稚園では学校給食と同じように、給食費を各幼稚園で収納していることによるもので、幼稚園で対象者から副食費を徴収しない代わりに、副食費相当額を幼稚園に補助しようとするものでございます。

次に、(6)今後のスケジュールでございます。8月に私立幼稚園等利用者の給付認定申請の受付並びに周知を行い、9月には、町立幼稚園・保育所利用者に保育料の無償化等に係る通知を、また私立幼稚園・認可外保育施設等利用者にも同様に保育料の無償化等に係る通知を行うこととしております。また、広く周知を行うため9月号町広報紙、町ホームページにおいても周知を行い、10月から無償化を実施してまいりたいというふうに考えております。なお、9月町議会定例会におきまして、本制度の実施に必要な条例改正及び予算補正に係る議案の上程を予定しておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上、各課報告事項(2)幼児教育・保育の無償化についてのご説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

嶋田委員。

嶋田委員

まず、保育料の無償化ということで、無償化が先行しているような感じなんですけれども、保育所、または新制度の幼稚園は無償やと、上限はないと、しかしそれ以外は、未移行の幼稚園やったら25,700円を上限と、預かり保育では月額11,300円を上限やと、これ保護者の方は知ってはるっ

ていったらおかしいな、周知徹底はされてるんですか、というのが、無償化言うのんが先行して、もうなんでも無償化やというふうに考えておられる保護者の方、わりと多たって聞きますけども、その点どうですか。

委員長 安藤教委総務課長。

教委総務課長 国におきましては、すでにマスコミ等々です、周知はなされているところでございますが、町といたしましては、この9月号の町広報紙に掲載する予定をしております。また、あわせてホームページにも掲載をしようというところでございます。

嶋田委員 そしたら周知徹底されるということですね、あとで文句聞かんようにしていただきますね。それとですね、副食費ですか、これ、保育園の場合は保護者負担ってたぶん聞いたと思うんです。そやけど幼稚園の場合には補助を出すわけなんですか。

教委総務課長 給食費の徴収方法の違いによるものでございまして、保育園につきましては、町の会計の方に収入されておられます。ですので、その分を取らないということで免除ということになっております。幼稚園につきましては、学校給食と同じように各幼稚園で収納しておりますので、本来、本人に助成をするんですけれども、それを本人に代わって、いわゆる代理受領という形で幼稚園が受けるという方法を考えております。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時42分 休憩)

(午前9時45分 再開)

委員長 再開いたします。 嶋田委員。

嶋田委員 わかりました。一応、補助対象者ということを書いてありますんで、それ

でやっていただいて結構です。

委員長 伴委員。

伴委員 1 ページ目のやつですねんけどね、結局、③法隆寺幼稚園などで25,700円、④の預かり保育、これも11,300円、預かりですね、上限に。これ現状っていうのは、町が把握されている金額、また法隆寺幼稚園の保育料といいますか、これを超えているのか、それまでなのか、もしわかっておられるんだったら教えてほしんですけど。

委員長 安藤教委総務課長。

教委総務課長 法隆寺幼稚園さんの今年度の保育料を申しあげますと、月額21,900円と聞いております、また預かり保育につきましては、平日で1回400円と聞いております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 私からもお尋ねしたいんですけども、3月議会でしたか一般質問させていただいて、町の負担はどうなるんですかとお聞きしたんですけども、その時は今年度、令和元年度については国の方が100%ということで、町の負担はないですよという答弁やったんですけど、それは変わりはないんですか。
安藤教委総務課長。

教委総務課長 これまでにもですね、お答えしておりますように、これら無償化にかかる町の負担部分なんですけれども、国の地方財政計画で全額計上されましてですね、地方消費税及び地方交付税によって全額措置されるということで変わってはいません。

委員長 福居財政課長。

財政課長 少し財政課から補足させていただきますと、今年度分につきましては、地方消費税の引き上げ分がまだ交付税の方に算入されないというか、まだ町の財政に収入されませんので、それについては国が全額負担するというので、交付金として入ってくる。来年度以降につきましては、地方消費税の引き上げ分が入り、地方消費税交付金として町にも入ってきてまいりますことから、地方財政計画の中に含まれるということになっております、以上です。

委員長 次年度以降については、まだこれからどうなるかというのはわからないと思うんですけども。これまで、町の負担分っていうのは当然あったと思うんですけども、だからその分も国の方が持つっていう、今、話のやったらそういうことなんですね。 面巻総務部長。

総務部長 今年だけは、先ほど福居課長の方から申しあげました通り、いわゆる引き上げ分の財源が入ってこないから、国が面倒見ますよと、いう形なんですけども、これからはその引き上げ分は入って、市町村、いわゆる地方に消費税交付金として入ってきますんで、その交付金で賄いなさいよという形になってます。ただ、公立でなくて、私学の分については、国は3分の1、県は3分の1、町は3分1という負担割合が決まっているんですけども、公立はすべていわゆる引き上げ分の財源をもって対処しなさいよという形になります。

委員長 消費税上がること自体は問題だと思うんですけども、町としたら新たに財源ができるっていう判断でいいんですか。

総務部長 それに伴う財源として、国はいわゆる消費税、8から10%に引き上げられたというふうな形ですね。

委員長 国の基準の保育料と町が85%で徴収してたっていう、差額の部分についても、だから国で消費税交付金ですか、その部分で入ってくるっていうんですかね、見込みになると。

総務部長　　これまでも85%ですね、100%が引き下げていた分というのは、一般財源で対応しておりましたので、これは引き上げ分ではなくて、今までどおり町の一般財源、いわゆる税等でその部分を充実させていただいていたというような形です。

委員長　　また、条例でも出てきますので、その時にまたもう少し突っ込んで議論したいなと思うんですけども、ちょっともうひとつ。これまで就園奨励費で私立幼稚園の保育料出してましたけども、今回はこの無償化との関係でいうと、差ってどれくらい出てくるんですか。上限いっぱいまでというふうに考えた時に。要は、ちょっと心配していることがありまして、町立の幼稚園の保育料が無償化になると、私立幼稚園の保育料が、上限はあるけども無償化になる、その差額が生じてくると、ほんなら私立のほうがええやんかっていうふうになってしまわないかなというのがちょっと心配なんです。

委員長　　安藤教委総務課長。

教委総務課長　　本年度の予算要求ベースですと、申しあげますと、私立幼稚園の就園奨励費の補助金に対する、いわゆる町の負担部分、これ3分の2、国3分の1補助ありまして残り3分の2は町が持つというふうになっておりまして、就園奨励費では約500万円の町の負担が生じるということになっております。

一方、この無償化に係る私立幼稚園の補助金、これは国2分の1、県4分の1、町4分の1という負担割合なんですけれども、その4分の1の負担が約690万円ということになってまいります。

委員長　　暫時休憩します。

(午前9時52分 休憩)

(午前9時53分 再開)

委員長　　再開いたします。
他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(3)斑鳩町会計年度任用職員制度の給与制度案について、理事者の報告を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 それでは、各課報告事項の3番目、斑鳩町会計年度任用職員の給与制度案について、ご説明をさせていただきます。

会計年度任用職員制度につきましては、令和2年4月1日から施行となります地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が成立し、臨時職員等の任用要件を明確化した上で、新たに会計年度任用職員として位置付けられることとなりましたことから、本町においても新たに会計年度任用職員の制度を導入する必要があることにつきまして、6月に開催されました本委員会で、全体的な制度の概要についてご報告をさせていただいたところでございます。今般、本町における会計年度任用職員に係る給与制度案として、方針をとりまとめましたので、その内容についてご報告をさせていただきます。

それでは、恐れ入りますが、資料番号3 斑鳩町会計年度任用職員の給与制度案について、という標題の資料をご覧くださいでしょうか。

はじめに、1 フルタイム会計年度任用職員の給料等として、(1)給料についてであります。勤務時間が常勤の職員と同一のフルタイム会計年度任用職員の給料につきましては、常勤の職員の給与等を定めております「斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例」で定める給料表のうち、1級及び2級に定める号給に対応する給料月額と同額とし、その号給は町長が規則で定める基準に従い任命権者が決定するものいたします。また、号給の決定基準につきましては、その職種ごとにその職務の複雑、困難及び責任の程度に基づき職務の級に分類し、最初の任用時における号給となります基礎号給は、原則として、斑鳩町一般職の臨時職員等の取扱要綱で定める月給の賃金額、なお、日給や時間給のみ定められており、月給での賃金額が定められていない場合は、月給の賃金相当額といたしますが、この賃金額から、地域手当相当額を減じた額に基づき、給料表のうち、その職務の級における直近上位の額に相当する号給に位置付けるものいたします。

次に、(2)昇給についてでございます。フルタイム会計年度任用職員の

再度の任用にありましては、補助事務及び2級に分類される職種を除き、経験年数等を勘案し、1年につき2号給を加算するものとします。ただし、原則として、職種に応じ規定する基礎号給から20号給を加えた号給を上限といたします。なお、補助事務に含まれる職種としては、職員の指示のもと、補助的な業務を行う職種として、現行の一般事務職や技能労務職の職員などを、この補助事務に含める方針としております。また、2級に分類される職種として、高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職種として、現行の危機管理顧問、図書館長や公民館長などを2級に分類される職種に含める方針としております。

次に、2 パートタイム会計年度任用職員の報酬等として、(1) 報酬についてであります。パートタイム会計年度任用職員につきましては、常勤の職員よりも勤務時間が短く、それぞれ勤務時間が異なりますことから、資料の③時間額の下※印の基準月額という部分で定義を記載しておりますように、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の勤務時間と同一であるとして、フルタイム会計年度任用職員の給料額の決定基準に基づき算出した額に、地域手当相当額として100分の6を乗じて得た額を加算した額を基準月額と定義をいたしまして、この基準月額に基づき、月額、日額、時間額について、こちらに記載をさせていただきます方法で算出した額を、それぞれ定めることとしております。次に、(2) 昇給についてであります。パートタイム会計年度任用職員の再度の任用にあつては、補助事務及び2級に分類される職種を除き、1年間を通じて、1週間当たりの勤務時間の平均が常勤の職員の4分の3以上のパートタイム会計年度任用職員について、経験年数等を勘案し、パートタイム会計年度任用職員にあつては、1年につき1号給を加算するものといたします。資料は裏面となりますが、ただし、原則として、職種に応じ規定する基礎号給から20号給を加えた号給を上限といたします。本制度案に基づく会計年度任用職員への移行後の給料及び報酬額が具体的には、どのようになるかということにつきまして、資料の2枚目、3ページにお付けをしております会計年度任用職員制度導入に伴う給料及び報酬シミュレーションという標題の資料に基づき、ご説明をさせていただきます。資料の3ページをご覧くださいませでしょうか。

本日は、担任を持つ短大卒業程度の学力を有する保育士、幼稚園講師と、一般事務職・技能労務職の職員等の2つの職種における例をお示しさせていただいております。初めに上の、ID1の担任を持つ短大卒業程度の学力を有する保育士・幼稚園講師の場合の、現行の月給の賃金額は、C欄にございますように202,300円となっております。会計年度任用職員への移行後の基礎号給につきましては、この202,300円を1.06で除した額は19万849円となり、この19万849円を給料表の1級の直近上位となります号給の額にあてはめると、D欄にございますように1級32号の19万2,400円となります。この192,400円に、6パーセントの地域手当を加算した月給額は、F欄にございますように20万3,944円となり、C欄の現在の月給額とほぼ均衡する額となります。

また、フルタイム会計年度任用職員では、再度の任用時、2号給上位に位置づけるものとし、その上限昇給号数をG欄にございますように20号としておりますことから、基礎号給の1級32号に20号を加算したI欄の1級52号が上限号給となり、これに地域手当を含む月給額はJ欄にございますように23万1,080円となります。次に、ID2の一般事務職・技能労務職の職員等におきまして、現行、月給が定められておりませんので、B欄にございますように、日給となる7,200円に20を乗じて得た額144,000円が月給相当額となります。会計年度任用職員への移行後の基礎号給につきましては、この144,000円を、1.06で除した額は13万5,849円となり、この13万5,849円の給料表の1級の直近上位となる号給の額にあてはめると、D欄にございますように、1級1号の14万4,100円が直近上位となり、1級1号が採用時の基礎号給となりまして、この1級1号に対応する14万4,100円が月給額となります。この給料額に、6パーセントの地域手当を加算した月給額は、F欄にございますように、15万2,746円となります。一方で、一般事務職・技能労務職の職員等につきましては、補助事務に含まれますことから、再度の任用時における号給の加算はないということとなります。

また、パートタイム会計年度任用職員における時間給の算出方法といたしましては、基準月額を155で除して算出するものとしており、最初の任用時における時間給の額は、表の右のほう、K欄にございますように、担任を

持つ短大卒業程度の学力を有する保育士、幼稚園講師で1,316円、一般事務職・技能労務職の職員等で985円となり、一般事務職・技能労務職の職員等については、現行と比較して時間給が85円の増となります。

それでは、2ページにお戻りいただけますでしょうか。次に、3 通勤手当についてであります。通勤手当につきましては、常勤の職員の例により、フルタイム会計年度任用職員に支給をいたします。また、パートタイム会計年度任用職員には、通勤手当に係る額を費用弁償として支給をいたします。なお、勤務日数の関係上、通勤の回数が少ない者に対する費用弁償の額は、これらの例により支給する範囲内において町長が規則で定める方針とします。

次に、4 地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び特殊勤務手当についてであります。これらの手当につきましては、常勤の職員の例により、フルタイム会計年度任用職員に支給をいたします。また、パートタイム会計年度任用職員には、宿日直手当を除き、これらの手当に係る額を報酬として支給をいたします。

次に、5 期末手当についてであります。はじめに(1)フルタイム会計年度任用職員の期末手当についてであります。支給月数を除き、常勤の職員の例により、通算して6月以上となる場合も含み、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員に支給をいたします。

次に、(2)パートタイム会計年度任用職員の期末手当についてであります。支給月数を除き、常勤の職員の例により、通算して6月以上となる場合も含み、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員に支給をいたします。なお、1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として、1週間当たりの勤務時間の平均が15.5時間未満のパートタイム会計年度任用職員は、期末手当の支給対象外とする方針といたしております。

次に、(3)支給月数につきましては、現在、常勤の職員の期末手当の支給月数は年間2.6月となっておりますが、現在、斑鳩町一般職の臨時職員等の取扱要綱の規定に基づき、概ね1年間雇用されるもので、月給制の職員に対して支給しております勤勉手当の年間支給月数は2.35月となっており、会計年度任用職員に対する期末手当の支給月数につきましては、この支給率と同様の年間2.35月といたします。

次に、6 退職手当についてであります。任期が6月を超えるに至った

もので、引き続き勤務するフルタイム会計年度任用職員に支給するものとしたします。

なお、本制度内容につきましては、9月の定例会に上程を予定しております斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び本条例を議決いただきましたならば、本条例に基づき今後制定してまいります規則によりまして、定めてまいりたいということで考えております。

以上、各課報告事項の3番目、斑鳩町会計年度任用職員の給与制度案についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
嶋田委員。

嶋田委員 ひとつお聞きます。斑鳩町の地域手当というのは6%ということですか。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 現在常勤の職員の対して支給しておりますのが6%ということです。

嶋田委員 そしたらこれ奈良県の市町村の中ではどのぐらいの位置、平均の位置ですか、高いんですか、低いんですか。

総務課長 きちんとした統計的なものではございませんが、だいたい中程度に位置しているものということで認識はしております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、次に、(4)町立幼稚園保育料負担軽減策の一部適用漏れ事案に係る損害賠償請求事件についてを議題といたします。

(小城委員 退席)

委員長

ただ今、小城委員退席されましたけど、この関係につきましては委員会条例に基づきまして、小城委員は除斥の対象になりますので、今、自主的に退席されましたんで、確認しておきます。

それでは、理事者の報告を求めます。 安藤教委総務課長。

教委総務
課長

それでは、(4)町立幼稚園保育料の負担軽減策の一部適用漏れ事案に係る損害賠償請求事件について、ご報告をさせていただきます。

このことにつきましては大変ご心配をおかけしているところでございます。

去る6月20日の全員協議会におきまして、昨年10月に訴状が提出されて以降、3回の弁論準備手続き期日が設けられ、双方からの準備書面の提出、また、これと並行して和解協議の提案について、訴訟代理人弁護士と相談しながら内部協議を重ねるなか、内容次第では和解することも選択肢のひとつであるとのことから、和解協議に応じることとした、旨のご報告をさせていただきました。

このことにつきまして、改めて経緯を申しますと、本年1月30日に第1回目の弁論準備手続き期日が設けられ、訴状の請求原因に対する認否、被告の主張等に係る陳述を行いました。3月20日に第2回目の弁論準備手続き期日、そして5月13日に第3回目の弁論準備手続き期日が設けられ、前町長への事前説明の仕方やその時期等について、陳述及び資料の提出を行っております。その3回目の弁論準備手続き期日におきまして、和解についても並行して協議をしていくこととなり、5月24日に原告側から和解条項案及び広報紙掲載案の提示を受けたというものでございます。そして、代理人弁護士と相談するなかで、和解を受け入れることも選択肢のひとつであるとのことから、その内容について協議を行うとともに、6月26日の第4回目の弁論準備手続き期日に1回目の修正案を提出をいたしました。それに対してさらに原告が修正案を提示してまいりましたので、7月30日の第5回目の弁論準備手続き期日に2回目の修正案を提出をいたしました。これに対してさらに8月9日に原告の最終案として、和解条項案また広報紙への掲載案の提示がなされたというものでございます。なお、この和解条項案等につきましては、公判中で

ありますので、本委員会における資料としての提出ならびにその内容の説明は差し控えさせていただきたいと思いますが、一部内容の修正を要求してまいりたいというふうに考えております。なお、修正の要求を行ったとしても、原告が町の要求する修正に応じるかどうか未定であります。

また、合意が得られましたならば、今後、裁判所の指示に基づく手続きを経たうえで、直近の町議会定例会に和解に関する議案を上程してまいりたいと考えております。

以上、町立幼稚園保育料の負担軽減策の一部適用漏れ事案に係る損害賠償請求事件についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
伴委員。

伴委員 今、公判中ということで、非常に難しいというか説明しにくいことを説明していただいたと思いますけども、これやはり和解が整ったときには、議案として出てくるところから、やはりもう少し差支えのないところで、内容、また姿勢ですね、修正という中に町の姿勢というものがもし出せるのであれば、ちょっとその辺お聞きしたい、これは副町長にお願いします。

委員長 乾副町長。

副町長 ただ今課長が説明いたしましたように、公判中ということで公表はできないということでございますけれども、詳細については申しあげられないんですけれども、概要といたしましては、町が原告に対して遺憾の意を現すという内容のものでございます。これだけでございますので、町としてはこれだけではやはり和解には応じられないという考えを持っております。当然、この一部適用漏れ事案につきましては、その当時原告もやはり組織のトップであったということでございますので、原告も含めた、やはり組織の問題であったということで、やはり認識を認めていただくというような形のものがないと、町はやはり和解できないと考えておりますので、そういった内容のものを入れて修正という形で出していきたいと考えております。ただ、これの

修正に応じていただけるかどうかはわかりませんが、町としてはやはり当時の組織のトップであったということもやはり認めていただきたいということで、この内容を加えて修正をしていきたいと考えております。

伴委員 あの当時、私議長させていただいて、私のぐらりに同僚議員が、なぜ今の原告の方に損害賠償請求しないか、そういうことで議会を通して動けないかというようなことも数名の議員から、そういうこともございました。その中で、そういう形を取らずに、請求せずに収められた中での訴訟ということがありますので、そのあたりまた和解にはちゃんとした姿勢で臨んでいただきたいと、それだけ申しておきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 和解が成立するかどうかわかりませんが、成立すればその時点でということで、議会に上程ということになるんでしょうけども、成立しなかった場合についてはどうなのでしょう。

乾副町長。

副町長 この修正後の和解案を合意できないという場合になれば、訴訟が進んでいくという形になるかと思えます。その中で当然、当事者の尋問とかあるいは証人を呼んで尋問というような形で進んでいくと思えますので、それを経たうえて最終の結審とか判決が出るという形になろうかと思えますけれども、その中でまた和解という話も、また違った形の、証人呼んで話を聞く、あるいは当事者の話を聞く中で、また再度和解という話もでてくるかもわかりませんので、その辺はわかりませんが、今回のこの和解が合意できない場合はそういう形で進んでいくものと考えております。

委員長 今回、名誉棄損ということで原告側から訴訟を起こされてますけども、やはりこの問題というのは、当時の行政のどこに問題があったのかということ

について、それが発端になって始まっている問題ですので、そののやっぱり事実についてはきちっと町として抑えて怯まぬ確信持って進めていっていただきたいなと思いますので、そのことだけお願いしておきます。

他にございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、この案件については終わります。
暫時休憩します。

(午前10時16分 休憩)

(小城委員 着席)

(午前10時17分 再開)

委員長 再開いたします。
次に、(5)すこやか斑鳩・スポーツセンター周辺の交通安全対策等について、理事者の報告を求めます。
栗本生涯学習課長。

生涯学習 生涯学習課から、すこやか斑鳩・スポーツセンター周辺の交通安全対策等
課長 について、ご報告をさせていただきます。

すこやか斑鳩・スポーツセンター中央体育館側と西側にごございますテニスコート、ゲートボール場、自転車等駐車場との間にセンター利用者が駐車場を利用するための敷地内通路がございますが、国道25号への進入のしやすさからセンター利用者以外の車両の通り抜けが横行をしております。また、時間帯や天候によりまして、子どもを中心といたしました送迎車両が中央体育館正面玄関前に複数台、駐停車するといったこともしばしばあり、スピードをあげて通り抜ける車両や駐停車する車両と通り抜け車両が入り乱れるなどし、センター利用者が、なかなか体育館側とテニスコート側の横断、行き来ができない時がございます。そういったことから、センター内の交通安全対策につきまして、議会の一般質問でも、複数回取り上げられたところでも

ございます。町といたしましても、これまで通り抜け自粛を促す看板、あるいは速度制限表示板、子どもの飛び出しを連想させる、通称・飛び出し坊や看板の設置、あるいは視覚的に危険を感じとらせるような横断誘導線の設置など対策を講じてまいりましたが、年々センター利用者が増加傾向にあるなか、最近の多発する交通事故の報道などからも、抜本的な対策の必要性を感じていたところでございます。

そうしたなか、本年5月末に、西里自治会・西里子ども会より、役場西側の町道169号線が通学路となっているが、児童の登校時間と国道25号の渋滞の時間帯が重なり、国道の渋滞を回避するため、スポーツセンターの敷地内通路から町道169号線に直進する車両が多く、通学児童の安全を確保するために、スポーツセンターからの直進を防ぐ対策への要望が町になされたところでございます。

このようななか、センター敷地内通路の通り抜けなどを防止するには、これまでのような啓発的手法では限界があり、センター利用者あるいは周辺の安全を確保するためには、規制的な手法を用いた抜本的な対策を講じる必要があるとの判断に至りまして、今後の方針といたしまして、資料4に概要図をお示ししておりますが、国道25号側でございます、すこやか斑鳩スポーツセンターのシンボルゲート付近とセンターの西側に町道との境界線上付近に横型バリカーを設置をいたしまして、終日、敷地内通路を車両通行禁止とすることを決めたところでございます。

具体的な通行禁止の時期でございますが、センター敷地内通路内には斑鳩町コミュニティバスのバス停が設置をされております。このことから、今後、コミュニティバスの中央体育館前バス停の廃止、あるいは運行ルートの見直しが必要となりますことから、担当課、関係機関などとも協議しながら、すこやか斑鳩・スポーツセンター内の車両通行禁止の時期について決めてまいりたいと考えております。

なお、長年、センター敷地内通路につきましては、生活道路として利用されていた方も多くおられることから、車両通行禁止にあたりましては、あらゆる手段、方法によりまして周知を徹底し、円滑に移行できますよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたしまして、生涯学習課からの報告とさせていただきます。以上です。

委員長

本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長

ただ今、生涯学習課のほうから、すこやか斑鳩・スポーツセンターの敷地について、終日、車両の進入を禁止することについての説明、また、町コミュニティバスのバス停及び運行経路の関係について説明がございました。

まちづくり政策課のほうからは、町コミュニティバスの関係につきまして、続けてご説明をいたします。町コミュニティバスにつきましては、現在、国道25号から、ただいまの、すこやか斑鳩・スポーツセンターの敷地内道路をとおりまして、南北の町道404号線等をとおって、町道401号線、通称・服部道までの運行経路を設定をさせていただいております。

今回のすこやか斑鳩・スポーツセンター敷地内の車両進入禁止の方針を受けまして、町コミュニティバスの現在の運行経路につきまして、その西側の法隆寺線、町道4014号線に変更いたしますとともに、合わせて、中央体育館バス停あるいは服部道沿いにございます服部バス停等の統廃合等について、現在検討をいたしますとともに、奈良交通や運輸支局、また警察等の関係機関との協議を始めているところでございます。

これらの変更時期については、準備経費の2重投資の関係、また利用者の方の混乱を避けるといったこと等の関係からも、先ほどの各課報告のところで報告させていただきました王寺駅乗入れと同時期での変更を考えているところでございまして、次回8月30日の地域公共交通会議において、その変更案等について示してまいりたいと考えているところでございます。

以上、すこやか斑鳩・スポーツセンター周辺の交通安全対策等に伴います町コミュニティバスの運行経路等の見直しについての説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

嶋田委員。

嶋田委員

車両の進入禁止ということですので、自転車、または原動機付自転車やとか、そういうものも進入禁止と考えていいわけですね。

委員長 栗本生涯学習課長。

生涯学習課長 今回、進入禁止は4輪車のみで、自転車あるいは原動機付自転車、二輪車につきましては通行が可能という対応をしてみたいと考えております。

嶋田委員 それとですね、これおそらく昔、里道がこの体育館の敷地内を走っていて、それ用途廃止されて、町が買い受けられたと思うんですけども、その時の地元の要望としてですね、里道を廃止するかわりにそれに代わる道はつけてくださいよと、そういうふうなことはなかったんですか。

生涯学習課長 当時の資料を確認いたしましたところ、そういった地元からの要望は一切ございません、覚書も交わしていないところでございます。

委員長 他にございませんか。 井上委員。

井上委員 これちょっと見させてもらって、駐車場への入口が1か所に絞られてしまっている状況になっていると思うんですけども、これ下の駐車場への出入りを閉鎖しなくても、した理由はなんですかね。入口1か所になってますけども、そこから出て、入ってっていう話で。それで、下の駐車場への入口を開けてても問題なかったかと違いますか。

委員長 栗本生涯学習課長。

生涯学習課長 今も中央体育館の駐車場の入口は1か所でございます。今回その駐車場の出入りが終日車輛通行禁止となりますことから、その上の国道25号に面した駐車場を利用して出入りをさせていただくということに変更をしております。

委員長 他にございませんか。 小城委員。

小城委員 駐車場なんですけど、入って、これ対向幅ってどれぐらいあるんですか、進入経路というか、時計台側から体育館のほうにいくところの、たぶん今、

石のあれがあって、それを取った時の幅っていうのはどれぐらいですか。

委員長 栗本生涯学習課長。

生涯学習課長 メーター数までちょっとわかりませんが、充分対向できる面積はございますので、十分可能でございます。

委員長 他にございませんか。 伴委員。

伴委員 2点お聞きします。1点は毎年確か11月の末ぐらいに産業まつりやられている、その産業まつりとこの道がもし、今年はそのタイミングになるかは別として、もし産業まつりがおこなわれた場合、この道を閉鎖することの問題は出ないわけですか。

委員長 栗本生涯学習課長。

生涯学習課長 産業まつり開催時も、昨年まで通行止めをして事業を実施されておりましたので、もし今回産業まつり時に、車両通行禁止となっておりますも、問題なく開催できるのではないかと考えております。

伴委員 それでしたら、それでやっていただければと思います。

私、スポーツセンターを結構使わせていただいている中で、駐車場、上2つ書いておりますが、この裏側、西側に今、横型バリカー設置のこの手前のところにも駐車場つくっていただいているのか、これは町の駐車場なのか、私停めさせてもおてます、白線もちゃんと引いてあります、そこがもしいっぱいならこの前のほうに行き、前のほうがいっぱいなら裏側に行きというようなことしているんですけど、こうなった場合、結局行ったり来たりがでけんようになってしまうと、結構混んでいるときは満車になってましてね、停めるところないんですわ。決してこれ安全対策やられること自体は私反対するもんちゅうか、それはそれで子どもの安全っていうのは大事ですねんけども、利用者からすると、ちょっと便悪いな、これ片方の25号線のところ、

服部道から上がってきたところに、ここ信号ございませんしね。これ前の駐車場いくの大変やなど、その場合なんかやったら、公民館の駐車場なんかも使わせてもらえますのかな。

生涯学習
課長

公民館もあまり台数がございませんので、もし服部道から上がってきたところの西側の駐車場ですね、17台のスペースがあるんですけども、そこがいっぱい体育館側、国道側の駐車場に回ってもらわなあかんときに、国道側の駐車場がすでに満車であれば、この西側の町道のところにですね、体育館の駐車場満車ですってという表示はさせていただこうというふうには考えているんですけども、それに代わる駐車場というのはちょっと今のところは考えてないところです。

伴委員

できるだけ、私と同じ使っている人、意外とここ、ゆっくり徐行して駐車場を探すために動いているという部分もありますんで、反対はしませんねんけども、ちょっと便悪なるなっていうような、特に裏側から私くる場合、17台のほうを使っていることが多いんですわ。昨日もちょっと使いましたんけどね、前もいっぱいになってて裏側に回ったり、行ったり来たりしてるのが実際ですねけど、できるだけ分かりやすうっていうか、裏側もいっぱいになってますとか、表側いっぱいとかいうのは、配慮するのは難しいと思いますけども、ええアイデアがあったらしていただけたらと思います。以上です。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

すみません、課長、地元の自治会と子ども会さんから要望が出ているというふうにおっしゃいましたけども、今の時点で中央体育館から北に抜けていくところに、通学時間帯は右折せんとまっすぐ行ってくださいよという対応されてますけども、求められているのは通学の安全だけではないということですよね。

栗本生涯学習課長。

生涯学習
課長 西里自治会、西里子ども会から出てます要望は、子どもの通行・通学時間帯の直進車両の対策を講じてほしいということで、具体的には午前7時45分から8時10分の間の規制を考えてくださいという要望でありました。

町といたしましては、その周辺子ども、またセンターの利用者の安全を両方を考えまして、終日通行止めにするという判断になりました。

委員長 例えば登下校の時間帯を通行止めにして、それ以外はいいか、ちょっと利用者さんからすると、やっぱり不便も出てくるんで、そういうやり方もひとつあるのかなと思ったんですけど、それは検討はされたんですか。

生涯学習
課長 地元からの要望であります、7時45分から8時10分までの交通規制等も考えましたけども、そういたしますと、西里の児童は登校時に危険が回避できますけども、それ以外、センターの利用者ですね、特にテニスコートから直接出た時に通り抜け車両があつたりとかですね、非常にセンター利用者も通り抜け車両で困っているということがありますので、今回、その両方の対策を講じていこうということで、終日車両の乗り入れ禁止ということにさせていただきました。

委員長 今回、委員さんから特にこれに対する異論というのはありませんでしたんで、実施していただければいいかなというふうに思いますけども、また利用者さん、実施していただいた後の声も聞いていただいて、それに応じた、また今後対応についても検討いただきたいと思いますので申しあげておきます。
他によろしいですか。

(な し)

委員長 そうしましたら、他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。
本庄まちづくり政策課長

まちづくり
政策課長 まちづくり政策課より、2点ご報告をいたします。

まずはじめに1点目といたしまして、公民連携（官民連携）促進に関する

連携協定書の締結について、でございます。

官民連携につきましては、行政機関と民間事業者が連携して行政サービスや事業効率の向上、また地域経済の活性化などに取り組むことにより、各地域の個性や強みを生かし、特色ある地域の成長を図るための、非常に有効な手法として、国においても推進をされているところでございます。当町におきましても、民間の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することによりまして、あらゆる分野の行政サービスの向上、またさらには財政面や業務面での効率化を図り、新しい形の官民連携事業の展開を強力かつ効果的に推し進めていくため、本連携協定書を締結するものでございます。

連携協定書の締結相手方でございますが、株式会社官民連携事業研究所でございます。契約期間といたしましては、連携協定書締結日から1年間としており、双方特段の申出がない場合は、更に1年の更新、その後も同様とするものとしております。協定の内容でございます。官と民が持つ資源や特長をいかしながら、連携協力し、地域のさまざまな課題解決や地域の持続的発展に寄与する官民連携を促進するものとなっております。具体的に申し上げますと、本町のさまざまな分野の施策や取り組みを踏まえた中で、株式会社官民連携事業研究所から、官民連携、公民連携実施事業の紹介、あるいは当該事業が円滑に進むよう支援をいただくことで、紹介をいただいた民間事業者において、新しい斑鳩を創るため、また地域貢献・地域経済の活性化につながるためのさまざまな施策の実現、あるいは提案をしていただくというものでございます。さらには他の自治体のさまざまな取り組みに関するデータベースの活用も本協定書には盛り込まれておまして、他の自治体の情報をいち早く包括的に収集できますことは、さらなる業務の効率化を図ることができるものと考えているところでございます。この協定でございます。他の自治体におけます同様の協定の実績でございますが、大阪府四条畷市、大阪府柏原市、また県内、奈良県三宅町、高知県宿毛市の3市1町が今現在協定を結んでおられるというところでございます。なお、本連携協定書の締結に伴いまして、8月30日（金）午前11時から記者発表を執り行う予定としておりますので、あわせてよろしくお願いをいたします。

続きまして、2点目でございます。竜田川紅葉まつりの開催について報告をいたします。

従前、斑鳩町観光協会のほうが主催をしておりました竜田川紅葉まつりにつきましては、駐車場の確保の問題、また近隣からの苦情が多く寄せられていたこと等から、平成30年度については、開催しないこととされたところでございます。しかしながら、この間、竜田川紅葉まつりの再開を望む声が、観光協会、あるいは町に寄せられてきたところでございます。このようなか、本年6月と7月に、近隣自治会、また関係団体等にお集まりをいただきまして、2回にわたって再開に向けました検討会を開催し、意見交換をおこなったところでございます。検討会では、一番の問題となっております駐車場の関係について、フリーマーケットの出店者については西小学校等、周辺の町の施設の駐車場等を活用いたしますとともに、イベント参加者、来場者の方でございますけれども、役場のほうからのシャトルバスの運行により対応する、また、フリーマーケット出店者の搬出入のお手伝い、あるいはイベントスタッフとして、地元自治会や住民団体にご協力等をいただけることとなったところでございます。さらに、ボランティアスタッフを募集することにつきましても、意見が取りまとめられたところでございます。

新たな紅葉まつりでは、住民主体のイベントとして再開するということの模索がなされまして、竜田川の紅葉を守る会さんのほうが主催として開催していくこととなりまして、自治会連合会の協力、斑鳩町観光協会の協賛、また斑鳩町の後援により開催することで調整を進められているところでございます。開催日は、12月7日（土）と12月8日（日）の2日間、これまでと同様にフリーマーケットを中心として開催する、このような予定とされております。なお、町広報9月号お知らせ版には、フリーマーケット出店者の募集、またボランティアスタッフ募集の記事を掲載される予定となっておりますので、よろしく願いをいたします。

まちづくり政策課から以上2点でございます。

委員長

他にございませんか。 安藤教委総務課長。

教委総務
課長

続きまして、教育委員会事務局から1点ご報告をさせていただきます。

小学校・中学校空調設備の整備状況についてでございます。

去る6月17日の普通教室・特別教室の空調設備の稼働以降、体育館と給

食室の整備を進めてまいりました。整備工事は順調に進み、現在、試運転を行うとともに、来週には竣工検査を行う予定でございます。

このことによりまして、小学校・中学校の学校施設の空調設備の整備は全て完了し、2学期から快適な学習環境が提供できるものと考えております。

以上、町立小学校・中学校空調設備の整備状況についてのご報告とさせていただきます。

委員長 他にございませんか。 栗本生涯学習課長。

生涯学習 生涯学習課から1点、報告がございます。

課長 公民館、図書館、中央体育館などのスポーツ施設、文化財活用センターの、いわゆる町の社会教育施設の年末年始の休館日を短縮することといたしましたので、ご報告をさせていただきます。

一般的に官公庁の年末年始の閉庁日は、12月29日から翌年1月3日までとなっておりますが、町の社会教育施設の年末年始の休館日につきましては、管理運営規則などによりまして12月28日から翌年1月4日までと、一般的な官公庁より年末は1日早く閉館し、年始は1日遅い開館となっております。このような形態になりましたのは、年末12月28日につきましては、施設の清掃に充てるため、また、年始の1月4日につきましては、施設内の機械、設備の点検に充てるために、このような休館日の設定になったものと考えられます。

そういったなか、住民の方々からは年末年始の休暇の時しか、図書館やスポーツ施設を利用できない。また、そういった休暇の時に利用したいといった声が複数寄せられているところでございます。

年末12月28日を休館とするのは、貸館等の業務をしながら施設の清掃を行うのは難しいといった休館にする明確な理由がございますが、年始の1月4日につきましては、町の社会教育施設では、貸館前に点検しなければならないような複雑な機械、設備はなく、また、機械や設備は定期的に専門業者が保守点検を行っておりますことから、現在では1月4日に機械や設備の点検などは行っていないのが現状でございます。

このようなことから、町の社会教育施設をより利用しやすく、もって住民

の生涯学習の振興を図るため、今回、中央・東・西公民館、町立図書館、すこやか斑鳩・スポーツセンター、文化財活用センターなどの年末年始の休館日につきまして、年始の休館をこれまでの「1月4日まで」から「1月3日まで」に1日短縮することといたしまして、それぞれ管理運営規則等の一部を改正したうえで、令和2年の年始、1月4日から開館をしております。

また、町立図書館の1月4日開館に伴いまして、図書館の入ります、いかるがホールにつきましても、1月4日より開館することとなりましたので、合わせてご報告をさせていただきます。なお、いかるがホールの大ホール及び小ホールにつきましては、施設を安全・安心かつ快適にご利用いただくため、1月4日につきましてはこれまでどおり施設の点検日に充て、それ以外の研修室、和室、茶室につきましては、来年の年始1月4日よりご利用可能となります。

以上、生涯学習課からの報告とさせていただきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

総務課長 そうしましたら、報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。 伴委員。

伴委員 官民連携の協定の話があったんですが、ちょっとイメージからいうと、民間企業の名前が出るのかなと思ったら、官民連携なんかいうところですねんけど、これは費用はかかりまんのかな。

まちづくり
政策課長 これは、今、相手さんと調整させていただいている中では、費用いいますのは、民間企業さんのほうが紹介が事業として整った時に、負担されるということになっておりますので、町としては費用負担はないということで、させていただきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長

そしたら1点だけ私のほうから。

紅葉祭り再開していただけるようになったというのは、非常にうれしいことだなと思うんですけども、これまで観光協会が主催で、町が共催、後援、費用は町の予算で計上してましたけども、今度、観光協会の方で計上されてましたけども、今度住民団体さんが主催になるということですけども、費用の方はどうなんでしょうか。 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長

今現在の調整の状況ということでご理解いただきたいと思います。先ほど申しあげました、竜田川の紅葉を守る会の主催といたしまして、観光協会が協賛として開催される予定となっております。それぞれの会の予算の中で調整されるということで伺っているところでございます。

委員長

わかりました、そしたらまた新年度の予算の中でみせていただきたいと思っています。

他にございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。 井上委員。

井上委員

以前、6月の委員会です、中央公民館の駐車場の件について意見を言わせていただいて、特定避難所の値する中央公民館の駐車場の容量が少し少ないように感じたので、以前質問させてもらったんですけども、今現在、斑鳩町のほうではですね、どのように、中央公民館の駐車場、どのように考えておられるかお聞かせ願えますでしょうか。

生涯学習

6月の委員会でもお答えをさせていただきました。大ホールを使用される

課長

ときには、時には、駐車場が満車になることがございますが、通常の貸館業務のときには、今の現在のある駐車場で賄えているという状況でございます。

そういった中で災害時の避難所等を開設されたときに、駐車場があればそれに越したことはないので、そういった費用面も含めて研究してまいりますという答弁をさせていただきました。その後ですね、今まだ研究をさせていただいているところでございますけれども、近くの施設に緊急時に貸していただけるというようなところも、施設では出てきておりますので、そういったところも含めて避難時の駐車場のあり方について引き続き研究をしてまいりたいというふうに考えております。

井上委員

以前はですね、中央体育館の駐車場も使ってもらったらいいかという話もありましたけども、もうこれが閉鎖してしまう、緊急時のときには開けていただく、ただ中央体育館のほうでも特定避難所になっているという話も現状であるというときには、実際足りなくなってくるのは現状目に見えているような状態になっているのは予測しながらですね、斑鳩町のほうももう少し検討の方を考えていただいて、駐車場の容量を増やしていくように考えていくことも大事だなと僕は思っているんで、意見として言わせていただいております。

委員長

他にございませんか。 伴委員。

伴委員

今、井上委員が言った、結局中央公民館あたりは、あれ開けるときに、正直言って信号開けてほしいと私も要望いたしました。それによって通り抜けが少なくなると、その通り、今通行止めの話も出ておりますが、だいぶと変わってきたと思うんです。その中で現状、大ホール使うときに、非常に駐車場、どう考えても少ない、はっきりいって、いい場所にあって、いい公民館ですねんけど、駐車場の問題、これはもう前からわかっていることで、いろんなところの対策というか、探してはいただいているとは思いますが、近々の問題ということになってくると思うんです。これは避難時だけじゃない、通常時でもやはりあそこいろんな形で、やはり公民館まつりとか、今年はちょっとわかりませんが、子どもの夏まつりみたいなもの、やっておられると

きもありましたわな。だから、そんなことにも全部絡んでくると思うんです。
教育長、その辺の考え、もう一度お願いします。

教育長 遅れました。新しく教育長に就任いたしました山本でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。
今、議員のほうから求められましたように、このことにつきましては、子どもまつり等々のほうが、今年は実施しないわけなんですけども、駐車場のことにつきましては、伺いさせてもらっているところでございます。このことにつきましては、課長が申しましたように、今後検討を深めてまいりたいと、そのように思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 他にございませんか。 井上委員。

井上委員 検討していくということは、前向きに検討していくということですね。

委員長 山本教育長。

教育長 いま、課長が申しましたように、今、検討しているのが、近隣で使えるところはという形で考えているところが主なんです。先ほど申しただいたように、災害時、避難時等々で重なるんじゃないかというご指摘もいただきましたんで、そういうことも含めまして、視野も広めながら検討していきたいということでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

(町長挨拶)

委員長

それでは、これをもって、総務常任委員会を閉会します。

どうもお疲れさまでした。

(午前10時52分 閉会)